

文京区補助金等チェックシート

所属 都市計画部住環境課

1 補助金の名称等

26年度調査

補助金の名称	文京区高齢者等住宅修築資金融資あっせん・利子補給								
根拠規定等	文京区高齢者等住宅修築資金融資あっせん要綱								
創設年月	昭和	52	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	37年	終了予定年月	
直近の見直し年月	平成		年		月	経過年数 〔自動計算〕			
見直しの内容									
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	実施計画事業番号			
	7都市整備費	1都市整備費	4住宅対策費	6住宅修築資金 融資あっせん	1利子補給				
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input checked="" type="checkbox"/> 利子補給								

2 補助金の概要

補助目的	文京区の区域内の住宅等の改善に資すること。					
補助事業等の内容	高齢者等世帯に属する者で、住宅の修築工事等をその資金の不足により実施できないものに対し、当該資金の融資を金融機関にあっせんするとともに、融資に係る利子の補給を行う。					
補助対象経費の内容	融資に係る表面利率のうち、2.0%に相当する額。					
補助事業者等	<input checked="" type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input type="checkbox"/> 事業者 <input checked="" type="checkbox"/> その他					
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕					
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率〔補助率〕 <input type="checkbox"/> 定額〔補助額〕					
	<input type="checkbox"/> 補助単価〔補助単価 単位〕 <input type="checkbox"/> 規定なし <input checked="" type="checkbox"/> その他					
	〔その他の場合は具体的に記入〕 融資に係る表面利率(平成27年3月31日現在2.7%)のうち、2.0%を区が補給する。 〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕					
公募の状況	HP、区報、所管課及び地域活動センター窓口でのパンフレット配布等により、広く申請を受け付けている。					
実績報告書時における用途の確認方法	<input type="checkbox"/> 領収書(写し) <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input checked="" type="checkbox"/> その他〔金融機関作成の計算書等〕					
補助・単独の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 区単独	負担割合	区	国	都	補助対象者
	<input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)	上乗せの内容・理由				

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	B	低金利時代に即していないため、利用者が少ない状況である。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	基本構想における「住環境」分野に適合している。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	区が補助することで、文京区の区域内の住宅等の改善に資する。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	B	利用者が少ないため、影響は小さいと考えられる。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	広く周知し、申請を受け付けている。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	書類審査及び現地確認等による。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	B	利子補給ではなく、補助金の交付とすることは考えられる。
	補助金の交付による効果が認められるか	B	現在の利子補給では利用者が少ないため、効果が大きいとは言えない。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	B	現在の利子補給では利用者が少ないため、具体的効果が大きいとは言えない。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	B	現在の利子補給では利用者が少ないため、効果が広く還元されているとは言えない。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか		
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか		
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か		

4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数	48	43	36	25
決算(予算)額	899	649	440	974
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	899	649	440	974
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	融資あっせん・利子補給決定件数:0件 (25年度融資あっせん・利子補給決定件数:1件 融資あっせん額:500万円) ※融資の償還期間が最長10年間であるため、交付(見込み)件数には過年度に決定した利子補給分が含まれる。			

5 課題及び今後の方向性

過年度決定分の利子補給は継続しているが、新規の決定は0~1件を推移している状況であり、事業の見直しが必要である。